

環境創出協定の一部を変更する協定書

リコーエレメックス株式会社恵那事業所（以下「甲」という。）と恵那市長（以下「乙」という。）及び岐阜県恵那県事務所長（以下「丙」という。）は、平成17年3月18日付けで締結した環境創出協定の一部を次のとおり変更することを協定する。

- 一、 第4条第1項第二号を「水質汚濁防止法」から「削除（水質汚濁防止法に基づく特定施設を廃止）」に変更する。
- 二、 第6条第一号の用語の「MSDS（Material Safety Data Sheet、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第14条の規定に基づく情報をいう。）」を「SDS（Safety Data Sheet、安全データシート）」に変更する。
- 三、 第17条の2の特徴的かつ先進的な環境創出活動の「循環型社会の実現を目指したリコーエレメックスの環境保全活動」を別紙「リコーグループの環境綱領」に変更する

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年3月16日

甲 リコーエレメックス株式会社 恵那事業所長

榊原 浩晃



乙 恵那市長

小坂 喬峰



丙 岐阜県恵那県事務所長

中根 基訓

